様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年10月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	上牧町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.kanmaki.nara.jp/town/mynumber

執行機関名　上牧町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	上牧町乳幼児等医療費助成条例(昭和48年9月条例第15号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月条例第30号)　別表第1の1の項、別表第2の1の項 上牧町乳幼児等医療費助成条例(昭和48年9月条例第15号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	上牧町乳幼児等医療費助成条例(昭和48年9月条例第15号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条　この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条　この条例は、乳幼児及び子ども(以下「乳幼児等」という。)を養育している者に対し当該乳幼児等に係る医療費の一部を助成し、もって乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		上牧町乳幼児等医療費助成条例 上牧町乳幼児等医療費助成条例施行規則